

●第2回 古賀市景観計画策定委員会におけるご意見と対応

No.	頁	行	委員からのご意見	事務局対応
1	15	15	基本目標に「花にあふれた」と言った花に関する文言を追加したら良いかと思う。	ご意見を踏まえて以下のように修正しております。 (うみ・まち・さと・やまの魅力と、古(いにしえ)からの歴史・文化を紡ぎ愛着と誇りのもてる“てくてく花咲く景観まちづくり”)
2	17	4	うみ景観ゾーンの①ゾーン特性について、「中川河口には潮騒橋が完成し・・・」との記載があるが、潮騒橋は小さく特筆すべき橋とは言い難いため、削除してはどうか。	潮騒橋に関する記述を削除しております。
3	17	図	③景観形成方針に、「ハマボウ・ハマナス等の希少種の保全」とあるが、古賀市にはハマナスは咲いていないため、ハマユウに変更してはどうか。	「ハマボウ・ハマユウ等の希少種の保全」に修正しております。
4	24	1	重点区域候補地の具体的な範囲の設定はどのように決めるのか。	地域の機運が高まり、重点区域指定を具体的に検討していく段階で範囲を設定することとなります。
5	25	図	薬王寺周辺の区域だが、温泉街の箇所だけでなく、薬王寺水辺公園や薬王寺廃寺等も含んだ区域にしたら良いのではないか。	ご指摘を踏まえ、景観重点区域候補地の薬王寺周辺の円の範囲を広げ、薬王寺水辺公園を入れるように修正しております。
6	11,25	図	薬王寺から興山園に続く道をフットパスをつなぐルートとしているが、道がとても険しいため、ルートから外したほうが良いのではないか。	現地確認を行った結果、ご指摘の通り、道が険しく万人が利用できる道ではないため、ルートから外しております。
7	24	図	景観重点区域候補地の図について、これ以外の区域についても、地元の機運が高まれば候補地になり得るという表現が伝わる図としたい。	景観重点区域のイメージ図に以下の文言を追記しております。 (その他の地域についても景観まちづくりへの機運が高まった際に、景観重点区域へ位置づける)

No.	頁	行	委員からのご意見	事務局対応
8	-	-	景観市民会議で「鹿部山からの景観をコントロールしたい」という意見が挙がっていた。何か計画の中でできることはないのか。	具体的な高さの基準を設けることは難しいため、景観形成基準に「周辺との調和」といった定性的な表現を追記いたします。またその後、運用の局面で窓口にてガイドラインを見ながらお願い、協議するといった方法で進めていきたいと思っております。
9	30	表	P30の建築物に対する対象行為で「500㎡以上」とあるが、P18の景観形成イメージ図に記載されている派手な色彩の低層戸建て住宅等は、網にかからないのではないのか。	現在の基準では、届出対象とはならないかと思っております。ただし、全住宅を対象とするのは、運用面からみても現実的ではなく、あくまでも意識啓発の意味合いで記載しております。また、P32景観形成基準の中に、「届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めて下さい」といった文言を記載しております。
	18	図		
10	37	18	(2) 景観重要河川の表に、大根川と記載されているが、大根川には谷山川等の支流も含まれている。また、中川は川と呼べるほど幅がなく、ほぼ水路であるため、記載方法を検討して欲しい。	大根川の主要な県管理河川の支流を景観重要河川として追記しております。 なお、中川については、河川と呼べるほど川幅がなく、河川の重要度としては低いため、削除いたします。
11	30	表	P30の届出対象行為やP20のやま景観ゾーンの景観形成方針について、太陽光パネルの制限について記載できないか。	届出対象行為については、P30下に記載している「その他の工作物」に該当しております。一方、やまゾーンの景観形成方針図には記載がないため、イメージ図および景観形成方針を以下のように追記しております。 (太陽パネル等の工作物は、配置の工夫や緑化による修景などにより、周辺景観との調和を図る)
	20	図		

No.	頁	行	委員からのご意見	事務局対応
12	30	表	ソーラーパネルで1,000㎡を超えるということであれば、1機ごとではなく、塊で対象となるのか。また記載する際には、「地上に設置されたソーラーパネル」もしくは「発電施設」といった言い方のほうが一般的ではないか。	景観形成上、影響の大きいものとして1,000㎡以上の施設を対象としております。また、文言については、ご指摘を踏まえ、「太陽発電施設」と修正しております。
	20	図		
13	30	表	ソーラーパネルの設置自体は禁止できないが、景観形成上良好なものにするためにはどのような指導になるのか。	福津市では、周囲に植樹帯を設ける等して、設置面積を減らす工夫をしております。禁止はできないため、ガイドラインにてそのあたりを踏まえ記載していきます。
14	30	表	P30の建築物に対する対象行為で、「※500㎡を下回る主要幹線道路沿線に建てられる建築物」とあるが、この主要幹線道路とは、景観重要道路とリンクするのか。	景観軸となっている道路を想定しております。対象道路については、欄外に※印にて記載しております。
15	-	-	市民遺産の育成や表彰制度は、あったほうが良いのでは。	表彰制度およびその支援の項目については、景観条例に盛り込みます。
16	-	-	資料「IV.屋外広告物条例について」のP3（参考2：屋外広告物条例の段階的ゾーニングのイメージ）では、水色の地域が許可地域となっているが、山や海辺もまちなかより緩い規制ということになるのか。	今回の条例策定に当たっては、あくまでも県条例を土台としつつ、古賀市の景観課題解決に必要な部分をマイナーチェンジするといった方向で考えております。 そのため、自然環境の保全および、古賀の特色である良好な住環境の保全を目的として、うみゾーン・やまゾーンおよび住宅専用地域については禁止区域とします。
17	17	図	景観計画におけるうみゾーンの景観形成方針図では、周辺景観と調和しない広告物は好ましくないということになっているが、屋外広告物条例によると、屋外広告物は許可されるということか。	屋外広告物条例における許可地域とは、屋外広告物の掲出を許可するという地域ではなく、掲出は可能であるが、一定の基準に基づいた許可を要する地域といった意味合いです。

No.	頁	行	委員からのご意見	事務局対応
18	-	-	まちづくりを考える上で人的資源は重要であるため、既存のまちづくり活動をされているボランティアの紹介などとしてはどうか。	景観計画に記載する場合には、まちづくり活動団体の増減や名称変更などに伴い、改訂が必要となってくるため、団体名等については、記載を控えます。ただし、提言書には活動団体名や活動内容等を記載しております。